

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令要綱

第一 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、製造保安責任者試験の実施等に係る手数料の額の標準を引き上げる改正を行うこと。

第二 この政令は、令和元年十月一日から施行すること。